

6 漏給防止・濫給防止対策の推進

漏給防止対策・濫給防止対策について

漏給防止

- 1 保護の相談における適切な窓口対応等について 【保護の実施要領改正（平成20年度）】
 - 申請権の尊重を指導
「生活保護の相談があった場合には、相談者の状況を把握したうえで、他法他施策の活用等についての助言を適切に行うとともに生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認すること。また、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続きについての助言を行うこと」
- 2 「辞退届」に基づく保護廃止の取扱いについて 【保護の実施要領改正（平成20年度）】
 - 本人の任意かつ真摯な意思に基づかない「辞退届」を強要しないよう指導
「「辞退届」が有効となるためには、それが本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであることが必要であり、保護の実施機関が「辞退届」の提出を強要してはならないことは言うまでもなく、本人が「保護を辞退する義務がある」と誤信して提出した「辞退届」や、本人の真意によらない「辞退届」は効力を有せず、これに基づき保護を廃止することはできない」
- 3 現在地保護の徹底 【「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」平成21年3月18日 保護課長通知】
 - 住まいのない者に対する保護の実施責任について明記
「生活保護法第19条第1項第2号は、「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」について、その福祉事務所に保護を決定し、実施するものと定めている。このため、「住まい」のない者については、その現在値を所管する保護の実施機関が生活保護の申請を受け付けることになる。」
「保護の実施機関においては、相談者の意に反して他の自治体への移動を勧める行為は認められないものであり、相談を受けた現在値の実施機関が必要な支援を行われたい。」

濫給防止

- ・ 金融機関等の関係先調査の実施
- ・ 暴力団員への生活保護の不適用(警察との連携)
- ・ 年金担保貸付利用者への対応
- ・ 課税調査の徹底及び早期実施
- ・ 現業員等による生活保護費詐取等の不正防止
- ・ 不正受給事案の告訴等の手順の明確化

「生活保護行政を適正に運営するための手引」のポイント

位置付け

生活保護行政の適正運営の観点から、地方自治体における取組事例も参考としつつ、業務の流れに沿って関連事項を整理した手引

記載内容

I 申請相談から保護の決定までの対応

- 届出義務の遵守
- 収入申告書等の徴取
- 関係先調査の実施
 - ・ 金融機関等に対する資産の調査に関する個人情報保護法との関係や留意事項を明記
- 暴力団員に対する生活保護適用の考え方
 - ・ 暴力団員に対しては保護を適用しないこと
 - ・ 暴力団員該当性の確認等に関する警察との連携要領
- 年金担保貸付利用者への対応
 - ・ 生活保護受給中の者には年金担保貸付を行わない
 - ・ 過去に年金担保貸付を受け、それが原因で生活保護を受給した者が再度貸付を受けた場合は生活保護を適用しない

II 指導指示から保護の停廃止までの対応

- 法第27条に基づく指導指示と保護の変更・停止・廃止
- 稼働能力のある者に対する指導指示
- 履行期限を定めた指導指示
 - ・ 指導指示に履行期限を付し、期限までに履行されない場合には保護の廃止等を行う方法を明記

III 受給中の収入未申告等への対応

- 収入未申告が疑われる場合の対応
- ケース診断会議等の開催による対応内容の判断

IV 費用返還・徴収及び告訴等の対応

- 費用返還・費用徴収処分の適用の判断
- 費用徴収の方法
- 不正受給事案の告訴等の手順
 - ・ 告訴等に際しての考慮事項、警察との連携要領

生活保護に係る会計検査院からの指摘

不当事項 2事項

「平成19年度決算検査報告の概要」(平成20年11月 会計検査院)より抜粋

生活保護費負担金の経理が不当

2 検査の結果

7都府県の14事業主体は、生活保護費負担金の算定において、被保護世帯から事実と相違した届出がなされ、これにより収入を実際の額より過小に認定するなどして保護費の額を決定していたり、返還金等の調定額の算出が適切でなかったり、架空の保護費を国庫負担対象事業費に含めていたりしていたため、国庫負担金97,194,586円が過大に交付されていて不当と認められる。
(略)

※当局が講じた措置

上記についての指摘に基づき、厚生労働省は21年3月に該当事業主体に対して生活保護費国庫負担金交付額確定通知書などを発し、過大交付額について返還させることとした。

生活保護費負担金の経理において、医療扶助に係る通院移送費の支給が適正に行われていなかったため、国庫負担金の交付が過大

2 検査の結果

検査したところ、北海道滝川市では、被保護世帯Aに対して、世帯主及び配偶者の病院への通院に必要であるとして通院移送費を支給しており、その際ストレッチャー付タクシーによる通院を認めていた。しかし、同市福祉事務所の世帯主及び配偶者に対する通院移送費の支給に関する判断は、同市内のC病院で治療可能であるにもかかわらず、札幌市内の医療機関への移送を認めたものであり、それに基づいた通院移送費の支給は保護基準に定めた「移送に必要な最小限度の額」に違反した取扱いとなっていた。その結果、滝川市福祉事務所の被保護世帯Aに対する通院移送費の支給が過大となっており、これに対する負担金計179,145,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

※当局が講じた措置

上記についての指摘に基づき、厚生労働省は21年3月に該当事業主体に対して生活保護費国庫負担金交付額確定通知書などを発し、過大交付額について返還させることとした。

会計検査院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 1事項

生活保護事業の実施に当たり、事業主体に被保護者の収入把握を適切に行わせることなどにより、生活保護費負担金の交付が適正なものとなるよう改善させたもの

2 検査の結果

課税資料はおおむね毎年7月に閲覧可能となっていて、閲覧可能となった後速やかに課税調査を実施すれば、遅くとも8月には収入認定は可能であったと認められる。

しかし、検査した47都道府県の270事業主体の293福祉事務所のうち、47都道府県の212事業主体の234福祉事務所は、課税調査を8月以降に実施していたり、また、課税調査に対する査察指導員等の点検体制が十分でなかったなどのため調査漏れを生じたりなどしていた。

このため、被保護者が前年から引き続き就労していて、7月以降も未申告の就労収入等が継続して発生しているのに、8月時点でもなお収入認定が行われていないなど、適正な収入認定が行われていないものが1,958世帯、計8億1473万余円あり、負担金6億1105万余円が過大に交付されていた。このうち、46都道府県の151事業主体の159福祉事務所に係る604件、計5億0680万余円（これに係る負担金相当額3億8010万余円）は、課税調査時の調査漏れなどの理由により複数年度にわたって被保護世帯の未申告の就労収入等が認定されていなかった。

また、上記1,958件の未申告の就労収入等の額については、前記のとおり、事業主体が被保護者から徴収金として徴収することとなるが、滞納となっているものが811件（20年6月末時点での滞納額計9600万余円）あり、これらについては、今後も事業主体が被保護者から徴収できなかった場合、不納欠損処理を経て最終的に国がその額の4分の3を負担することになる。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省は、20年10月に各事業主体に対して通知を発するなどして、事業主体において課税調査を速やかにを行い収入認定が適正に行えるような事務処理体制の整備を図るような処置を講じた。

ア 生活保護業務の実施方針に基づく事業計画において、課税調査を6月以降、各自治体で課税資料の閲覧可能な時期に速やかに実施することを明記して、早期に調査を実施するよう指導した。

また、調査の結果、未申告の収入が判明した場合には、その後も収入を継続して得ているか否かについて速やかに確認して、現在も継続して収入があることが判明した場合には、迅速に認定処理を行い、当該収入について遅くとも8月分の保護費に反映させるよう指導した。

イ 課税調査の実施漏れや実施の遅れなどの事態を防止するため課税調査の進行管理が組織的に行われるよう、課税調査を的確に行う点検体制の整備を図るよう指導した。

ウ 厚生労働省及び都道府県等が実施する指導監査の際に、課税調査の実施時期、課税調査の点検体制等について確認して、福祉事務所に対する指導を徹底することとした。

意見を表示し又は処置を要求した事項 1事項

生活保護事業の実施における詐取等の事態の防止について（厚生労働大臣あて）

2 検査の結果

30 都道府県 173 事業主体の 212 福祉事務所において検査したところ、次のとおり、210 福祉事務所において、内部統制が十分に機能していないなどの事態が見受けられた。

19 都道府県 35 事業主体の 43 福祉事務所において、現業員等による詐取等が 46 件、計 2 億 0566 万余円（国庫負担金相当額 1 億 4237 万余円）見受けられ、現業員等による詐取等が毎年発覚している。

（略）

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

厚生労働省において、現業員等による詐取等の防止等のため、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

ア 事業主体に対して、福祉事務所における保護費の支給等の事務処理に関して、現業員等が自ら行うべき事務の範囲、決裁権者等を内部規程等の文書により明確にして徹底を図ること、また、現業員の現金取扱いに関する事項、現業活動の把握等の各点検項目を明確にすること

イ 窓口払いが行われている福祉事務所について、防犯上等のために窓口払いの必要性について検討して、窓口払いの縮減に努めること、また、現業員の出納業務への関与を縮減するよう事務処理の方法について見直しを行うこと

ウ 厚生労働省、都道府県等が実施する指導監査の際に、保護費の支給事務等における内部統制等の実施状況を確認して、福祉事務所に対して指導を徹底すること

エ 詐取等の事案の発生状況を直ちに把握する体制を整備するとともに、全国会議等の場において、法令等の理解及び遵守に対する認識の徹底に加えて再発防止対策が十分執られていると認められる優良事例を取り上げるなどして、事案の要因、再発防止対策等を紹介すること

オ 負担金の精算に当たり、速やかに精算を行うよう指導するとともに、詐取等に係る保護費、返還金等が国庫負担の対象とならないように、返還金等の調定額に計上しつつ、不納欠損額に計上しないなどの精算方法を採用することを交付要綱等で明示すること

「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」の概要

平成21年3月9日 保護課長通知

- ア 現業員等の事務の範囲、保護金品の支給及び返還金の管理、現業員等の現金の取扱い手順、決裁権者等を明確にした事務処理規程等を整備するよう指導し、生活保護費の窓口払いが行われている実施機関については、窓口払いの必要性を検討し、可能な限り縮減を図ること。また、現業員の出納業務への関与の縮減を検討し、事務処理方法の見直しを図るよう指導すること。
- イ 査察指導員等が、被保護世帯の生活指導等の現業活動の把握、課税調査結果、保護決定通知書の送付等の点検など、現業員等の事務処理の審査や業務の進行管理を徹底するよう指導すること。また、被保護者等からの生活保護費、返還金等に関する問い合わせの受付体制の整備を図るよう指導すること。
- ウ 生活保護費の支給事務においては、決裁権者は担当員の起案内容について十分な審査を行い、自らの決裁を経た上で、適切に支給されるよう徹底するとともに、電算システムを導入している実施機関においては、支給決定に当たっての決裁機能を活用する方法により、決裁権者が電算システム上で内容確認を行った上で支出を行うよう指導すること。
- エ 現業員等による詐取等不正事案が発生した場合は、直ちに厚生労働省へ報告し、履行状況が不十分な場合は改善のための必要な技術的助言を行うこと。
- オ 現業員等の個人的な詐取、領得事案に係る国庫負担金の精算については、発生年度ごとに交付額の再確定を行う。ただし、実施機関の組織的な関与が認められる詐取、領得事案については、交付決定の取消を行う。
また、事務け怠、亡失事案に係る国庫負担金の精算については、国庫負担金の精算時において、当該年度分として一括計上し精算すること。

不正受給の状況

1 不正受給件数、金額等の推移

年度	不正受給件数	金額	1件当たり金額
	件	千円	千円
15	9,264	5,853,929	632
16	10,911	6,203,505	568
17	12,417	7,003,465	564
18	14,669	8,976,185	612
19	15,979	9,182,994	575

資料：生活保護の現況と課題(平成19年度は監査実施結果報告)

2 不正内容の内容

内訳	平成19年度	
	実数	構成比
	件	%
稼働収入の無申告	8,884	55.6
稼働収入の過小申告	1,842	11.5
各種年金等の無申告	2,116	13.3
保険金等の無申告	559	3.5
預貯金等の無申告	263	1.6
交通事故に係る収入の無申告	273	1.7
その他	2,042	12.8
計	15,979	100.0

資料：平成19年度監査実施結果報告

3 不正受給発見の契機の状況

照会、調査	通報、投書	その他	計
(89.5%)	(6.3%)	(4.2%)	(100.0%)
14,307件	1,007件	665件	15,979件

資料：平成19年度監査実施結果報告

(注) 1. 「照会、調査」とは、福祉事務所が被保護世帯、勤務先、生命保険会社、税務官署、社会保険事務所等の関係先に対する照会や訪問調査を行ったもの並びに監査指摘等によるものである。

2. 「通報、投書」とは、他の福祉事務所、一般住民、民生委員等からの通報、投書である。

3. 「その他」とは、新聞報道等によるものである。

4 具体例

○稼働収入の無申告

傷病のある世帯主(59歳)は、平成16年4月から18年7月までの間、タクシー会社に就労していたにもかかわらず、無就労として申告していたため、3,551千円の保護費が過大支給となったもの

○稼働収入の過小申告

世帯員である妻及び子は、平成12年4月から18年6月までの間、ボウリング場等での稼働収入である9,534千円のみを申告していたが、実際には妻が別に清掃会社等でも就労しており、そこでの稼働収入3,933千円が過小申告となっていたため、3,933千円の保護費が過大支給となったもの

○年金収入などの無申告

世帯主(65歳)は、平成15年2月から17年12月までの間に受給した特別支給の老齢厚生年金2,082千円や平成15年2月から6月までの間に受給した雇用保険の求職者給付645千円などについて申告していなかったため、3,812千円の保護費が過大支給となっていたもの

7 生活保護事務のIT化の推進

生活保護業務データシステムについて

背景

近年、生活保護受給世帯が増加し続けており、また、生活保護受給世帯の抱える課題は多様化、複雑化している。

このように、福祉事務所を取り巻く環境が変化している中、適切な生活保護行政を推進していくためには、国、自治体及び福祉事務所において生活保護に関するデータの分析を行うことが不可欠となっている。

また、生活保護受給世帯の増加に伴う業務量の増加に対応するためにも、福祉事務所においては、生活保護業務のIT化を図り、生活保護業務の効率化を図ることが重要となっている。

生活保護業務データシステム

福祉事務所の生活保護システムを活用し、福祉事務所及び自治体のデータを一括して定期的に収集し、厚生労働省、自治体及び福祉事務所で共用できるデータベースを構築

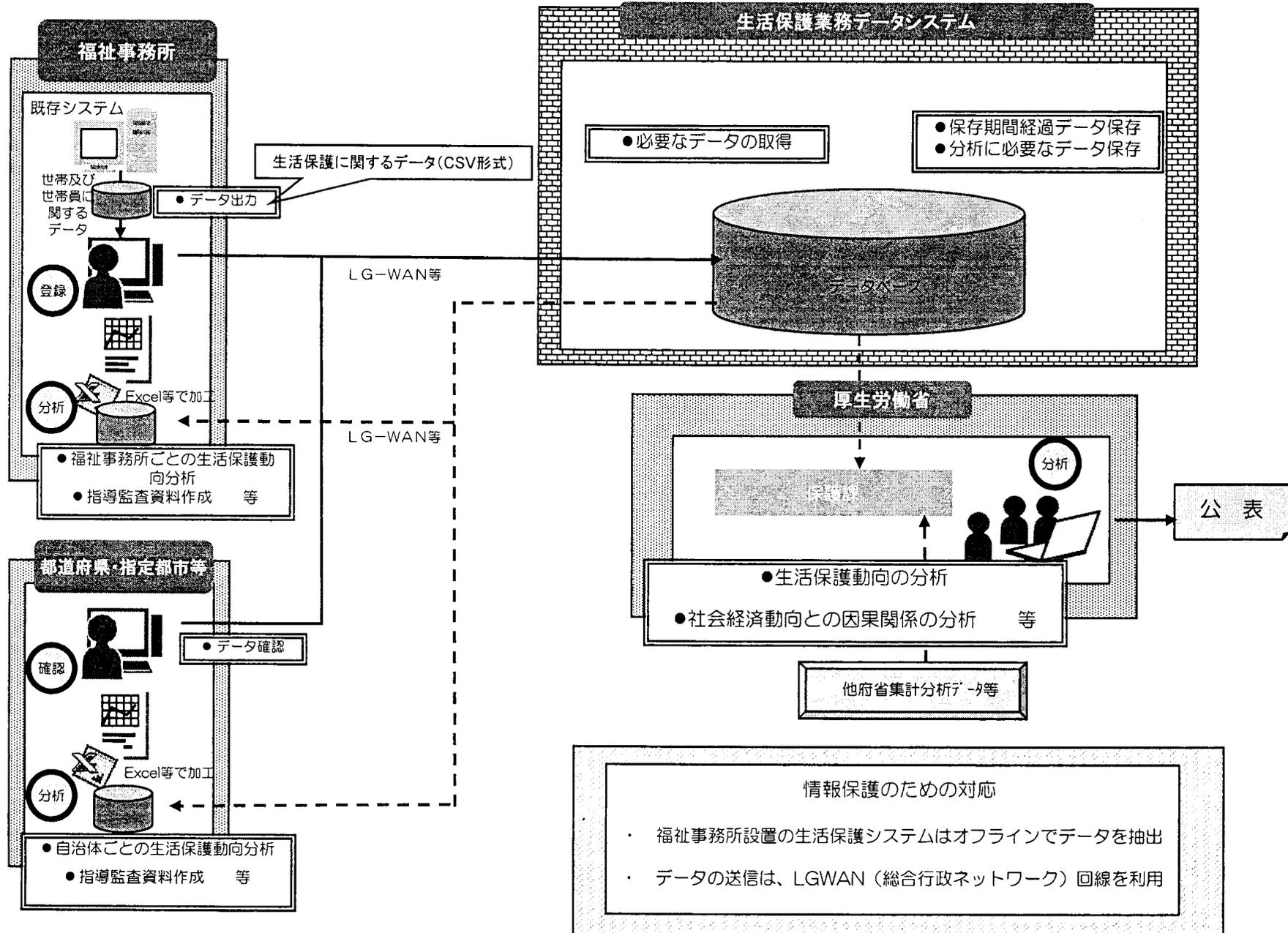
より詳細な生活保護動向の分析

生活保護行政の適正運営の推進及び政策の企画立案等に活用

生活保護業務データシステム導入のメリット

- ①保護動向、生活関連指標の随時把握が可能
- ②データの自動集計により調査、報告関係業務の効率化が可能
- ③長期のデータを保存することにより、容易に経年のデータの抽出及び分析が可能(データバンク化)
- ④多様なデータを1つに集約することにより、従来は困難であった福祉行政報告例データと一斉調査のクロス集計や福祉事務所単位での分析が容易になるなど、より多くの集計及び分析が可能
- ⑤福祉事務所のIT化の促進により、福祉事務所での情報の共有化及びペーパーレス化が可能となり、生活保護業務の効率化が期待できること

生活保護業務データシステム概念図



収集予定の生活保護関係データ

- 社会福祉行政業務報告(社会福祉行政報告例)に関連するデータ
- 被保護者全国一斉調査(基礎)に関連するデータ
- 被保護者全国一斉調査(個別)に関連するデータ
- 県、政令市、中核市及び福祉事務所に関連するデータ
(管内世帯数、管内人口など)

レセプトのオンライン請求に対する対応について

「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部）において、医療機関・薬局と審査支払機関の間及び審査支払機関と保険者との間のレセプトの提出及び受領について、**遅くとも2011年度（平成23年度）当初から原則として全てのレセプトについてオンラインで提出及び受領しなければならない**ものとされた。

（参考）レセプトオンライン請求の導入スケジュール

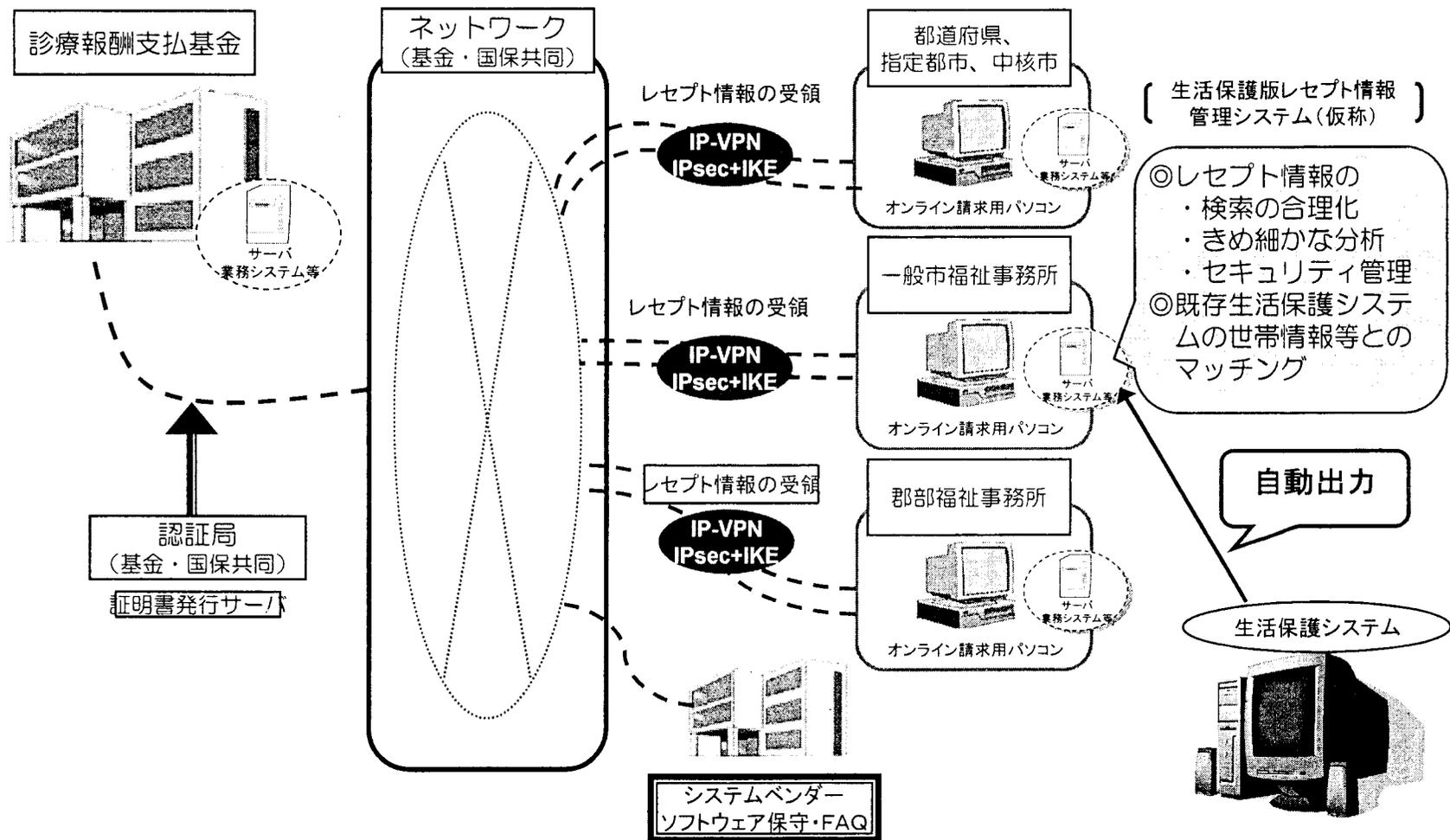
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
オンライン請求 （医療機関→審査支払機関）	平成20年度より段階的实施。平成23年度当初から原則すべてのレセプトをオンラインで提出					
	試行的運用	（400床以上の病院）	（400床未満の病院・薬局）	（診療所（歯科以外）等）	（歯科等）	
審査支払機関におけるシステム整備	ネットワーク等開発	平成19年より運用開始				
オンライン受領 （審査支払機関→保険者）	電子化情報（オンライン、電子媒体）、出力紙レセプトのいずれかで受領するかを選択					オンラインで受領

（注）21年3月から歯科レセプトの電子化対応がスタートする予定。

各福祉事務所においても、**2011年度（平成23年度）当初までに、レセプトをオンライン受領できるような体制整備を行う必要がある。**

生活保護におけるシステム構成(案)

- 都道府県、指定都市、中核市及び各福祉事務所（以下「各福祉事務所等」）は、ネットワーク回線により診療報酬支払基金からレセプトをオンライン受領。
- 各福祉事務所等は、オンライン請求（受信）用のパソコンやサーバなど関連機器を購入し、厚生労働省が開発する生活保護版レセプト情報管理システム（仮称）を活用。



生活保護版レセプト情報管理システム(仮称)の機能

- 各福祉事務所等に提供するため、医療扶助のレセプト情報の収集・解析等の専用ソフト(「生活保護版レセプト情報提供システム(仮称)」)を厚生労働省において開発。
- 当該専用ソフトの開発に当たっては、健康保険組合連合会が開発したレセプト情報管理システムを活用することとし、当該ソフトに生活保護独自の点検・分析機能を追加。

レセプト情報管理システムの主な機能

- データの受入・管理
電子レセプトの請求様式である「CSV情報」、支払基金が提供する「画像レセプト」および「テキストデータ」を受け入れる。
「CSV情報」または「画像レセプト」のいずれの原本管理にも対応。
- 検索・抽出・表示
「CSV情報」、「テキストデータ」および「任意に取り込んだデータ」をキーに条件指定し、レセプトを簡易に抽出することが可能。
抽出されたレセプトは画像レセプトや画面レセプト(CSV情報のみ基本マスタとの結び付けにより)で表示。
- 統計・分析
 - 医療費統計・分析
傷病別、事業所別、年齢階層別の医療費統計表の作成や診療機関別の診療識別項目点数の集計が可能。
 - 被保険者・被扶養者分析
多受診・重複受診該当または傷病コード等から対象者を抽出し、保健指導対象者の抽出や該当者の傷病動向把握に活用。
 - 医薬品分析
医薬品使用状況の傷病別の個人集計や医薬品の処方実績把握が可能。
 - 任意データを活用した分析
「健診データ」など任意データを取り込み、レセプトデータと結び付けることでレセプト以外の情報をキーにした分析が可能。

生活保護版に追加する機能(案)

- 名寄せ処理
生活保護の医療券情報とレセプトデータを個人単位で結び付け。
- 資格審査処理
福祉事務所が発行した医療券に基づく有効なレセプトであるかを識別。
- 生活保護独自の統計・分析機能
頻回受診者、長期入院患者、長期外来患者などの抽出機能
世帯類型、就労状況、通院移送費の支給状況などをキーにした各種分析機能